

## 入札・契約制度の改正等について

令和5年3月

技術管理課

説明事項		工事	業務
1	工事における総合評価方式の評価基準等について	○	-
2	工事における総合評価方式（自己採点方式）の試行について	○	-
3	先抜け方式を適用する総合評価方式の一般競争入札における一括審査方式の試行について	○	-
4	優良建設工事表彰制度の改正について	○	-
5	オンライン電子納品の試行について	○	○
6	無効事項確認等の提出方法について	○	○
7	業務委託における総合評価方式の試行導入について	-	○
8	「優良建設コンサルタント等業務表彰」制度の導入について	-	○
9	業務委託総合評価導入に伴う電子入札システムでの技術提案資料の提出について	-	○

(その他)

- ・ P P I における仕様書の掲載方法変更について
- ・ 質問の提出方法について

## 1 工事における総合評価方式の評価基準等について

令和5年4月1日以降に入札公告する工事について、以下のとおり取り扱うこととします。

### (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の継続

次のとおり令和5年度も特例的な対応を継続します。

#### ① 「継続学習（CPD）制度の取組状況」を評価する期間の拡大及び取得単位数の緩和 **別紙1**

・例年であれば「令和5年4月1日から（当該年度の4月1日）…」となることを「令和4年4月1日から（当該年度の1年前の4月1日）…」とするとともに、評価する取得単位数を推奨単位の1/2以上とする。

#### ② 「地域活動実績」を評価する期間の拡大

・例年であれば、過去1年間として「令和4年4月1日から…」となることを、過去2年間として「令和3年4月1日から…」とする。

### (2) 技術提案資料の簡略化

入札参加者の事務負担の軽減を図るため、次のとおり提出する資料の簡略化を行います。

#### ① 技術提案資料（様式）の一部廃止 **別紙2**

技術提案資料の表紙に相当する「技術提案資料提出一覧表」（第2-1号様式等）において選択された区分に基づき評価することとし、「県内資材活用計画（第13号様式）」、「県内企業の下請活用計画（第14号様式）」を廃止します。※様式提出は不要

#### ② コリンズ写しの添付省略 **別紙3**、**別紙4**

技術提案資料「同種工事の施工実績（第6号様式）」、「主任（監理）の資格・施工経験（第8-1号様式）」に添付を求めている施工実績・施工経験に関する添付資料について、コリンズ登録番号が記入されている場合に限り、「コリンズ」の竣工登録の登録内容確認書等の写しの添付を省略できることとします。

### (3) 「作業船の保有状況」（海上工事の場合）に係る提出資料の見直し等

#### ① 提出資料の限定

従来は複数の提出資料により総合的に判断・評価していましたが、客観的に評価するため、保有を確認するための提出資料を「登記簿謄本又は海上保険証券のいずれかの写し」に限定します。

## ②共同保有に係る定義の明確化等

入札公告等に共同保有の定義「作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していること」を明示するとともに、必要に応じて保有状況を確認します。

## (4)開始時期

令和5年4月1日以降に入札公告するもの

## 2 工事における総合評価方式（自己採点方式）の試行について

総合評価方式における評価項目について、入札参加者の「自己採点」等による加算点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者についてのみ、技術提案資料等の審査を行う『自己採点方式』を試行することとしましたので、お知らせします。

### (1) 対象工事

総合評価方式の「特別簡易型」を採用する工事のうち、業種区分が以下の3業種に該当するもの。

- ① 土木一式工事
- ② とび・土工・コンクリート工事
- ③ 舗装工事

### (2) 実施方法

「自己採点方式の運用（試行）について」による

### (3) 従来方式との違い

#### ① 入札公告【発注者】

- ・自己採点方式の試行工事であることを明示

#### ② 技術提案資料（第2-1号様式）【受注者】

- ・「技術提案資料提出一覧表（特別簡易型）（第2-1号様式）」に代えて、「技術提案資料提出一覧表（特別簡易型・自己採点方式）（第2-1 a号様式）」を用いて作成

※「総合評価(建設工事)提出様式集(2023)4.1以降」にエクセル様式を追加

#### ③ 総合評価入札方式に関する評価調書(入札結果の公表資料)【発注者】

- ・自己採点に基づく数値（加算点、評価値等）は★印を付記

### (4) 試行開始時期

令和5年4月1日以降に入札公告するもの

### (5) その他

資料等は、山口県技術管理課ウェブサイト（総合評価方式による競争入札）に掲載する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html>

### 3 先抜け方式を適用する総合評価方式の一般競争入札における一括審査方式の試行について

県が発注する総合評価方式の一般競争入札のうち、複数の工事を同時に発注する場合に実施する先抜け方式を適用する工事において、入札参加資格確認資料及び技術提案資料の提出を1つの工事とし、入札参加申請者・発注者相互の業務負担軽減を図る一括審査方式について、令和4年度に法面工事及び舗装工事それぞれ1件で試行したところですが、令和5年度は対象工事を拡大して試行します。

#### (1) 対象工事

先抜け方式を適用する総合評価方式の一般競争入札で発注する工事のうち、発注者が選定した工事

#### (2) 一括審査方式

同種・同規模の工事を総合評価方式の一般競争入札により同時に発注する場合、発注者が求める入札参加資格や技術提案等は同一となる場合があり、当該入札への参加申請者は同一の書類を複数作成・提出し、発注者は同じ審査を複数回実施しています。

これら申請者・発注者双方の業務負担を軽減するため、対象となる複数の工事において、当該入札への参加を表明する書類及び指定部分に係る見積書以外の資料の提出を1つの工事とし、入札参加資格や技術提案の審査を一括で実施するものです。

#### (3) 試行開始時期

令和5年4月1日

#### (4) その他

- ・対象工事の拡大に合わせ「先抜け方式を適用する総合評価方式の一般競争入札における一括審査方式試行要領」を制定しています。

山口県技術管理課 HP

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>

- ・対象となる工事および資料の提出方法等は、山口県入札情報サービス (PPI) に掲載する対象工事の入札公告及び工事概要書等によりお知らせします。

山口県入札情報サービス

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23376.html>

## 4 優良建設工事表彰制度の改正について

県内建設業者の施工技術の向上及び工事の適正な施工の確保を図ることなどを目的として、優良建設工事表彰する制度を導入しているところですが、就業者数の減少等の課題に対応し、担い手の確保・育成を図るため、下記のとおり制度改正を行いましたので、お知らせします。

### (1) 改正内容

#### ○優秀建設技術者の表彰を追加

優良建設工事の監理技術者又は主任技術者を優秀建設技術者として表彰する。

山口県優良建設工事表彰要綱・要綱細則 全面改正

#### ○受注者欠格事項の適用期間を変更

3年を約1年8ヶ月(完成検査実施年度から表彰の日まで)に短縮する。

山口県優良建設工事表彰要綱第2条(5)

現行	改正後
表彰実施年度を含め過去3年度 の間に・・・	表彰実施年度の前年度当初から 表彰の日までの間に・・・

#### ○工事欠格事項の下請工事代金に係る規定を変更

「土木一式工事」を下請工事代金に係る工事欠格事項の適用から除外する。

山口県優良建設工事表彰要綱細則第2条(3)

現行	改正後
工事請負金額に対する1次下請 工事代金の総額の割合が50% を超えたもの。ただし、建築一 式工事は除く。	工事請負金額に対する1次下請 工事代金の総額の割合が50% を超えたもの。ただし、 <u>土木一 式工事</u> 及び建築一式工事は除 く。

### (2) 開始時期

令和5年4月1日以降

### (3) その他

詳細については、山口県技術管理課のホームページを参照してください。

## 5 オンライン電子納品の試行について

山口県が発注する建設工事等に係る工事完成図書などの成果品については、令和4年5月から一部地域でインターネットを利用したオンライン電子納品を試行しているところですが、このたび、試行対象の地域を県内全域に拡大します。

### (1) オンライン電子納品

電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行うもので、以下のシステムにより実施します。

「My City Construction」

URL: <https://mycityconstruction.jp/>

### (2) 対象

山口県土木建築部が発注する電子納品対象の全ての工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査、設計業務）を対象として、受注者が希望する場合にオンライン電子納品を実施できるものとします。

※営繕事業を除く

### (3) 試行開始時期

令和5年6月1日（予定）

### (4) その他

オンライン電子納品試行要領については、山口県技術管理課のホームページにより掲載する予定です。

## 6 無効事項確認等の提出方法について

競争入札における落札決定の前に、落札候補者となった場合は「無効事項確認書（指名競争入札の場合）又は「一般競争入札参加申請書の内容について（9号様式）」のWordファイル等を作成、提出していただいているところですが、このたび、システムを改修して、これらの提出については添付された様式に必要な事項を記載する方法ではなく、直接システムの画面上に入力する方法に変更します。

### (1) 開始時期

令和5年3月27日

- ※ 電子契約を希望する場合に添付が必要となる「電子契約意向確認書」様式については、引き続き作成・添付が必要となりますのでご留意ください。



## 7 業務委託における総合評価方式の試行導入について

### (1) 試行の内容

#### ①対象業務

予定価格が概ね2千万円以上かつ高度な技術力を要する土木関係建設コンサルタント業務のうち、発注者が選定した業務

※測量、地質調査、補償関係コンサルタント、建築関係建設コンサルタントは対象外

#### ②型式別対象業務

型式	対象業務
簡易型	企業や配置技術者の技術力と価格の双方を総合的に評価することによって成果の品質向上が期待できる業務
標準型	簡易型の評価に加え、コスト縮減や耐久性向上等に資する技術提案を求めることによって成果の更なる品質向上が期待できる業務

#### ③落札者の決定方法

##### ア 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、価格評価（入札価格に基づく評価）と技術評価（企業や配置技術者の技術的能力等による評価）を点数化したものを合算した評価値が最も高い者を落札者とする。  
(加算方式)

##### イ 評価値の算出

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = a \times (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格})$$

$$\text{技術評価点} = \sum \left( \frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

#### 型式別評価点

総合評価方式の型式	技術評価点の満点	価格評価点の満点 (a)
簡易型	50点	50点
標準型	50点	25点

## ④技術評価の評価項目と評価の細目

評価項目	評価の細目		簡易型		標準型	
			評価項目の配点 〈換算値〉	評価の細目の配点	評価項目の配点 〈換算値〉	評価の細目の配点
(1) 企業評価	企業の技術的能力	同種業務実績	8	2	8	2
		業務成績	(10)	6	(10)	6
	地域精通度	常駐技術者数 <sup>※1</sup>	↓	(1)	↓	(1)
		災害対応実績 <sup>※1</sup>	<10>	(1)	<7>	(1)
(2) 配置技術者評価	管理技術者の技術的能力	保有資格	19 ↓ <20>	2	19 ↓ <14>	2
		同種業務経験		6		6
		技術者成績		6		6
		手持ち業務の件数		1		1
		継続学習 (CPD)		1		1
	照査技術者の技術的能力	保有資格		1		1
		同種業務経験		1		1
		技術者成績		1		1
(3) 実施方針等	実施方針		20	10	20	10
	実施フロー		↓	5	↓	5
	工程計画		<20>	5	<14>	5
(4) 技術提案	的確性		—	—	20	10
	実現性			—	↓ <15>	10
技術評価点 合計			<50>	47(49)	<50>	67(69)

※1 「選択項目」として設定する。

## ア 企業（技術的能力）：同種業務実績

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去10年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された同種業務の実績の有無	同種業務の実績がある	2	2
	同種業務の実績がない	0	0
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間とは、指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までとする。</li> <li>・評価対象とする同種業務は、発注者が現場説明書に明示する。（「同種業務：橋梁詳細設計」等と明示）</li> <li>・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。</li> </ul>			

## イ 企業（技術的能力）：業務成績

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された土木関係建設コンサルタント業務のうち3件の業務成績評定点の平均点	80点以上	6	6
	80点未満 75点以上	4.5	4.5
	75点未満 70点以上	3	3
	70点未満 65点以上	1.5	1.5
	65点未満、実績なし	0	0
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は土木関係建設コンサルタント業務とし、その分野は問わない。</li> <li>・対象業務の3件は入札参加者が自ら選定し、その評定点と平均点を様式に記載して提出する。</li> <li>・評定結果が3件に満たない場合は、残りの件数全てを60点として判断する。</li> <li>・平均点は、小数点以下切捨てにより算定する。</li> <li>・入札参加者は確認資料として、発注者から通知された該当業務の評定結果の写し等を添付する。</li> </ul>			

## ウ 企業（地域精通度）：常駐技術者数 &lt;選択項目&gt;

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
県内営業所等の 常駐技術者数	10人以上	1	1
	10人未満	0	0
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名通知日時点の県内営業所等に常駐する技術者数で判断する。</li> <li>・対象とする技術者は、山口県（知事部局又は企業局）が発注する建設工事に係る業務委託（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務に限る。）において、管理技術者になりうる資格を持つ者とする。</li> <li>・1人の技術者が複数の資格を有している場合は1人と数える。</li> <li>・営業所等は、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）又はその他の支店若しくは事務所とする。</li> <li>・常駐技術者は、当該業務の指名通知日時点で、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤している者をいう。</li> <li>・常駐する技術者数が10人以上いる場合、様式への記載はそこから10名分を記載していればよい。）</li> <li>・入札参加者は、常駐する技術者の氏名及び保有資格を様式に記載し、確認資料として記載した技術者の技術者証の写し等を添付する。</li> </ul>			

## エ 企業（地域精通度）：災害対応実績 &lt;選択項目&gt;

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
過去10年間の災害対応業務の 実績の有無	実績がある	1	1
	実績がない	0	0
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、山口県内を実施場所とする国、県、その他地方公共団体との契約に基づき実施した災害対応業務（災害査定前の測量、調査、設計等）で、指名通知日までに完了した業務とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 評価の対象とするもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定のために実施する測量、調査、設計等（緊急性を要する業務に限る）で、委託契約により実施した業務</li> </ul> </li> <li>② 評価の対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の公共土木施設の点検等の初動対応</li> <li>・自主的な災害貢献活動</li> <li>・災害採択後の測量、調査、設計等 （一定期間調査・観測を要する地すべり災害等を含む）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。</li> </ul>			

### オ 配置技術者（管理技術者・照査技術者）：保有資格

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
技術者の保有資格	①技術士（業務部門） （又は②かつME山口）	2	1	2	1
	②技術士（上記以外）、 RCCM（業務部門） （又は③かつME山口）	1	0.5	1	0.5
	③その他	0	0	0	0

#### 運用基準

- ・配置技術者の評価は、管理技術者、照査技術者、それぞれで行う。
- ・評価対象とする業務部門は、業務内容によって、技術士は部門（総合技術監理、建設等）及び科目（道路等）を、RCCMは専門技術部門（道路等）を現場説明書に明示する。
- ・資格は、指名通知日時時点で保有している資格を対象とする。
- ・橋梁やトンネルのメンテナンスに係る業務については、技術者が上記の資格に加えてメンテナンスエキスパート山口（以下、ME山口）の資格保有者である場合、1段階上位の評価とする。
- ・入札参加者は確認資料として、資格者証等の写しを添付する。

### カ 配置技術者（管理技術者、照査技術者）：同種業務実績

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
過去10年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された同種業務経験の有無	同種業務の経験がある	6	1	6	1
	同種業務の経験がない	0		0	

#### 運用基準

- ・管理技術者は管理技術者として、照査技術者は照査技術者としての経験で評価する。
- ・評価対象とする同種業務は、発注者が現場説明書に明示する。  
（「同種業務：橋梁詳細設計」等と明示）
- ・所属会社に関わらず個人の実績で評価する。（過去の所属会社の実績も対象）
- ・入札参加者は確認資料として、対象業務のテクリス等を添付する。

## キ 配置技術者（管理技術者、照査技術者）：技術者成績

評価の細目	評価基準	配点			
		簡易型		標準型	
		管	照	管	照
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）により発注された土木関係建設コンサルタント業務のうち2件の技術者評定点の平均点	80点以上	6	1	6	1
	80点未満75点以上	4.5	0.75	4.5	0.75
	75点未満70点以上	3	0.5	3	0.5
	70点未満65点以上	1.5	0.25	1.5	0.25
	65点未満、実績なし	0	0	0	0

**運用基準**

- ・対象は土木関係建設コンサルタント業務とし、その分野は問わない。
- ・対象業務の2件は入札参加者が自ら選定し、その評定点と平均点を様式に記載して提出する。
- ・所属会社に関わらず個人の実績で評価する。（過去の所属会社の実績も対象）
- ・評定結果が2件に満たない場合は、残りの件数全て60点として判断する。
- ・平均点は、小数点以下切捨てにより算定する。
- ・入札参加者は確認資料として、発注者から通知された当該業務の評定結果の写し等を添付する。

## ク 配置技術者（管理技術者）：手持ち業務の件数

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	簡易型
手持ち業務の件数	5件以下	1	1
	その他	0	0

**運用基準**

- ・手持ち業務とは、1契約の委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する業務を指し、業務の種類は問わない。
- ・災害復旧及び災害関連工事に係る業務については、手持ち業務の対象外とする。
- ・業務期間を通して5件以下（当該業務を含める）とする場合に評価する。
- ・入札参加者は、様式で本細目の適否を表明する。発注者は契約締結後に提出される「管理技術者及び照査技術者選任通知書」で手持ち業務の件数を確認する。
- ・また、完了検査時には業務期間中の手持ち業務の実績が分かる資料の提示を求め、履行状況を確認する。

## ケ 配置技術者（管理技術者）：継続学習（CPD）

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
継続学習（CPD）の取組み	推奨単位以上	1	1
	推奨単位未満	0	0
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象期間（前年度の4月1日から指名通知日までの任意の日以前の1年間）における配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況を評価する。</li> <li>・建設系のCPDについて、配置技術者の取得単位数が各団体の推奨単位数を満足するか否かで評価する。なお、対象とする建設系CPD協議会加盟団体とその推奨単位数は現場説明書で示す。（測量系CPDは対象外とする。）</li> <li>・入札参加者は確認資料として、各評価機関が作成した証明書を添付する。</li> </ul> <p>※令和5年度の取扱い（：1年間→2年間、推奨単位以上→推奨単位の1/2以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、継続学習（CPD）制度に係る講習会が、例年どおりに開催されていない状況を鑑み、令和5年度に関しては評価基準等を次のとおりとする。</li> <li>◆任意の日の設定対象期間の拡大（任意の日以前の継続学習の取組状況を評価） 令和5年4月1日から指名通知日まで → 令和4年4月1日から指名通知日まで</li> <li>◆取得単位数の緩和 各団体推奨単位以上 → 各団体推奨単位の1/2以上</li> </ul>			

## コ 実施方針

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度	10	10
	実施フローの妥当性	5	5
	工程計画の妥当性	5	5
<b>運用基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、条件、内容の理解度、実施フローの妥当性、工程計画の妥当性を評価する。</li> <li>・提出資料はA4版1枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載する。</li> <li>・記載された取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみ使用する。根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にする。</li> <li>・原則として提出された資料により評価する。</li> </ul>			

### サ 技術提案

評価の細目	評価基準	配点	
		簡易型	標準型
的確性	与条件との整合性	-	5
	着眼点が適切かつ論理的	-	5
実現性	説得力	-	5
	提案内容の裏付け	-	5

**運用基準**

- ・ 提案内容について、与条件との整合性、着眼点が適切かつ論理的か、また説得力や提案内容の裏付けがあるかを評価する。
- ・ 提出資料は、設定したテーマに対する取組方法について具体的に記載された資料 A 4 版 1 枚とする。記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いて良いが、当該業務のために作成した CG や詳細図面等は認めない。
- ・ 原則として提出された資料により評価する。

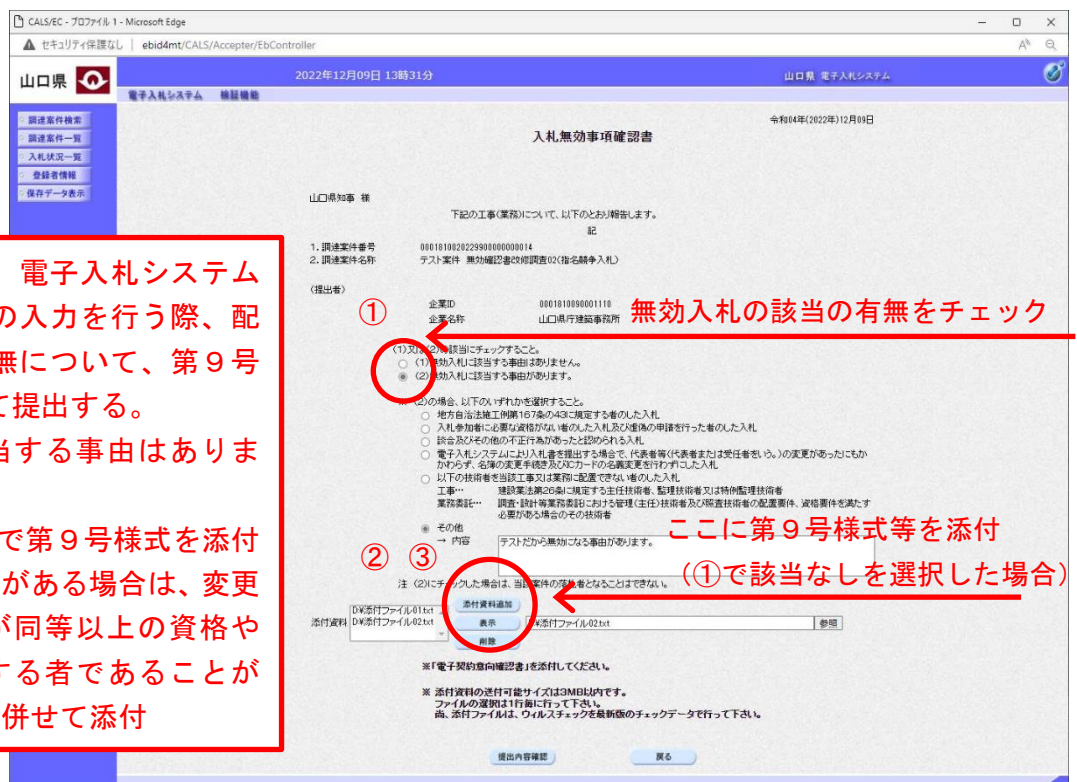
### (2) 配置技術者の変更

落札者の決定前に落札候補者が提出する「総合評価方式における配置技術者について」(第9号様式)において変更を行う場合を除き、申請した配置技術者は変更できないものとする。

また、落札決定後は、配置技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、転勤等の真にやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合にのみ変更を認める。

ただし、変更する配置技術者は、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格や業務経験等を有する者に限る。

### <第9号様式の提出方法> (総合評価方式の指名競争入札の場合のみ)



総合評価方式では、電子入札システムで入札無効事項確認の入力を行う際、配置技術者の変更の有無について、第9号様式を添付資料として提出する。

① 「無効入札に該当する事由はありません」を選択

② 「添付資料追加」で第9号様式を添付

③ 配置技術者に変更がある場合は、変更する配置技術者が同等以上の資格や業務経験等を有する者であることが確認できる資料を併せて添付

① 無効入札の該当の有無をチェック

② ③ ここに第9号様式等を添付 (①で該当なしを選択した場合)

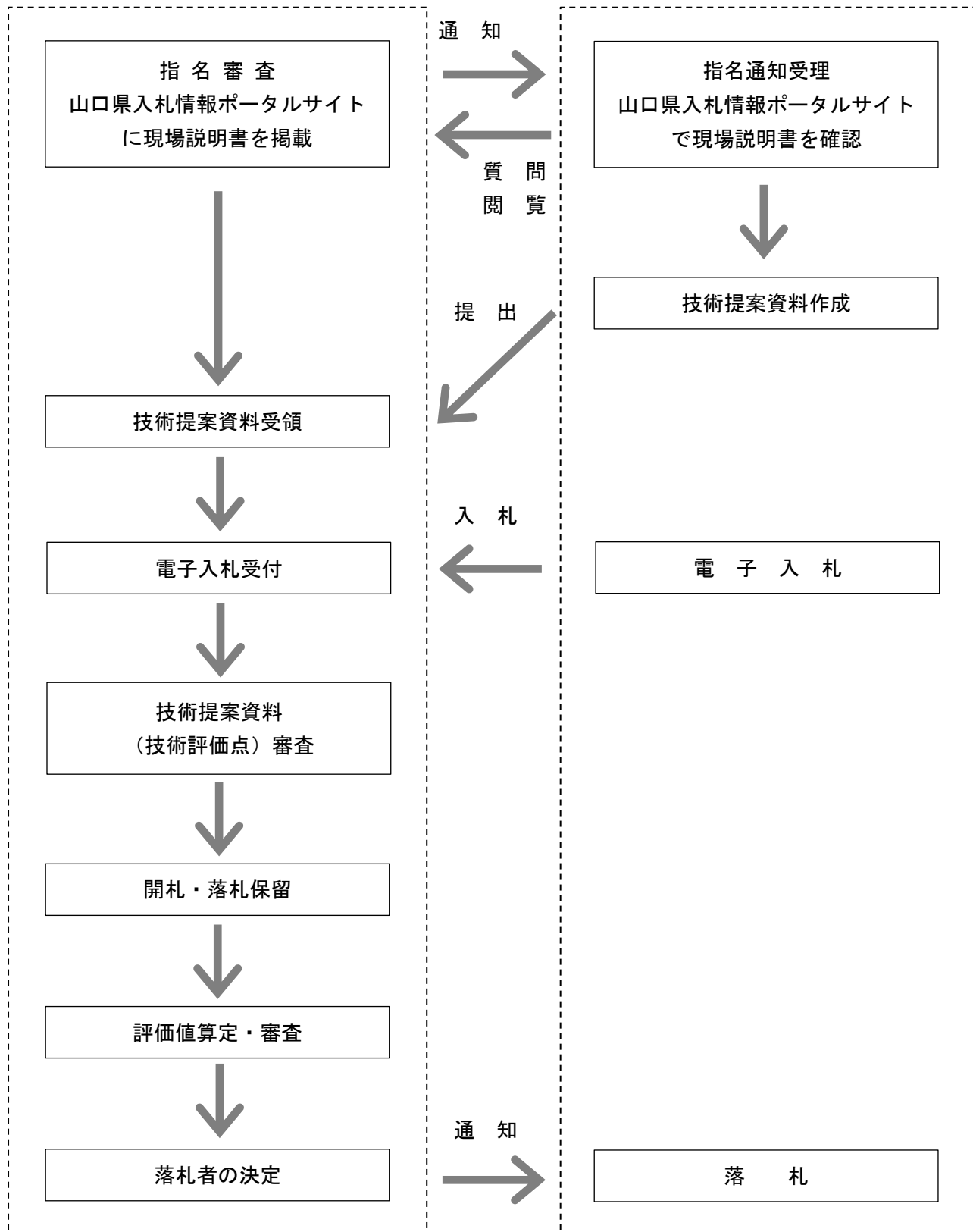


(受注者)

### (3) 業務委託の総合評価方式の指名通知から落札者決定までのながれ

発注者

入札参加者



### (3) 試行開始時期

令和5年4月1日

## 8 「優良建設コンサルタント等業務表彰」制度の導入について

県内建設コンサルタント等業者及び技術者の技術力の向上並びに業務成果の品質の向上を図るとともに、県民の建設業界に対する理解を深めるため、令和5年度から、県が発注する建設工事に係る業務において、優れた業務及び優秀な技術者を表彰する優良建設コンサルタント等業務表彰制度を導入します。

### (1) 対象業務

- ・ 測量業務
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）
- ・ 地質調査業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）

### (2) 区分

区分	表彰対象者
優良建設コンサルタント等業務	建設コンサルタント等 (県内業者、県外業者にあつては県内の営業所等に一定数(10名以上)の技術者を常駐させている業者* <sup>1</sup> (以下「県内業者等」という。)又は県内業者等のみを構成員とする共同企業体)
優秀建設コンサルタント等技術者	優良建設コンサルタント等業務の管理技術者* <sup>2</sup>

※1) 県外業者にあつては、県内の営業所等に常駐する管理技術者が従事した業務に限る

※2) 対象業務の業務開始日から完了日までの全期間を通じて、管理技術者として従事した場合に表彰対象とする

### (3) 対象要件

他の模範となる優良な建設コンサルタント等業務とし、以下のすべてを満たすものとする。

- ・ 委託料の額が 700 万円以上の業務
- ・ 表彰の前年度に完了した業務
- ・ 成績評定点が 83 点以上の業務
- ・ 不適合事由に該当しない業務

※詳細については、山口県技術管理課のウェブサイトに掲載する要綱及び要綱細則をご確認下さい。

#### (4)年間スケジュール (予定)

- ・ 5月 : 「要件(1) 共通事項」を満足する県外業者に対して、「要件(2) 県外企業表彰要件」を満足するか否かの調査を実施(技術管理課)  
→調査では技術者の常駐要件を満足するか否かの回答を求め、満足すると回答した業者にのみ、県内の営業所等における直接的かつ恒常的な雇用関係にある常駐技術者リスト等の確認資料の提出を求める。
- ・ 6月～10月 : 県の内部審査
- ・ 11月上旬 : 表彰業務の発表
- ・ 11月中旬 : 表彰状の手交

#### (5)開始時期

令和5年度 (令和4年度完了業務が対象)

## 9 業務委託総合評価導入に伴う電子入札システムでの技術提案資料の提出について

指名競争入札（コンサル）の総合評価方式導入に伴う電子入札システムの対応を行います。

### (1) 変更概要

指名競争入札（コンサル）の総合評価方式の案件の場合、技術提案資料の提出が必要となります。これまで、技術提案資料の提出は一般競争入札の場合のみ可能でしたが、指名競争入札（コンサル、総合評価方式）の場合でも技術提案資料の提出が可能となります。

### (2) 開始時期

令和5年4月1日以降に指名通知する案件

### (3) 変更後の操作について

技術提案資料は、指名競争入札（総合評価方式）においても一般競争入札と同様に、「調達案件一覧」画面の「技術提案資料」欄の「提出」ボタンから提出を行います。



### (4) その他

操作方法の詳細については、令和5年3月27日(月)以降に掲載する操作マニュアルをご参照ください。

操作マニュアル 掲載場所

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23370.html>

( トップページ > オンライン行政サービス > 電子入札 (建設工事等) > 電子入札システム(入口) > システムの操作方法 )

## ○その他

### 1 P P Iにおける仕様書の掲載方法変更について

#### (1) 変更内容

指名競争入札においてスケジュール等を記載する「入札情報」については、現場説明書の一部としてP P Iで配布しているところです。

この度、システムの改修を行い、一般競争入札における入札公告と同様にP P Iの入札公告等情報の「入札公告、入札情報」欄に掲載することとします。

#### (2) 変更時期

令和5年4月1日以降入札公告、指名通知を行うものから適用する

入札公告等情報詳細

説明 印刷 戻る

公告日・指名通知日	2023/02/28 (公告期限: 2023/04/21まで)
工事・業務名	令和4年度 ○川 緊急浸透推進 (河川) 工事第1工区
場所	〇〇市△△ 地内
担当部署(課、事務所)	△△土木建築事務所
予定価格公表区分	事後
予定価格	
概要	施工延長 L = 8.5 m, 河道掘削工 1500m <sup>3</sup>
業種種別	土木一式工事
格付け	-
電子/紙入札区分	電子のみ
入札及び契約方法	指名競争入札
落札方式	価格競争
参加	
入札	03/22
問い合わせ先	△△土木建築事務所 総務課
備考	
添付ファイル	
入札公告、入札情報	
添付ファイル	ダウンロード
入札条件・指示事項	
添付ファイル	ダウンロード
お知らせ等	

発注図書

現場説明書	ダウンロード
工事費内訳書	ダウンロード
工事費内訳書 (提出用)	ダウンロード
数量計算書	ダウンロード
工事内容質問書 (様式)	ダウンロード
図面 1	ダウンロード
積算条件書	ダウンロード

文字修正

指名競争入札における「入札情報」の掲載箇所を変更

(受注者)

## 2 今回配信した説明動画に係る質問の提出方法について

添付の質問書に必要事項を記載の上で、技術管理課に送付していただきますようお願いいたします。

提出期限 令和5年3月23日(木)